# 裁判例から考える発明概念



みやび坂総合法律事務所 弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント **高橋** 淳

#### 1 はじめに

特許法上、発明とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と規定されている(特許法2条1項)。すなわち、発明といえるための要件は、条文の文言上は、自然法則利用性、技術的思想性、創作性、高度性の4つである<sup>1</sup>。このうち、高度性の要件は、実用新案の対象である考案と区別するためのものであるが、実務的には機能していないので<sup>2</sup>、本稿の検討対象外とし、また、創作性については用途発明等の特殊な問題があるので、同様の扱いとする。すなわち、本稿においては、自然法則利用性及び技術的思想性という要件について分析し、裁判例を整理することを目的とする<sup>3</sup>。

#### 2 自然法則利用性

### 2-1 自然法則の意味

自然法則とは、広辞苑によれば、「自然現象の間に成り立つ、反復可能で一般的な規則的関係」を意味するとされる。モノの動き等について成立する物理法則や化学反応に関する化学法則が典型的な自然法則である。これに対して、心理学上の法則等の人間の精神現象に関する法則は、「反復可能で一般的な規則的関係」とはいえるものの、自然現象の間に成り立つものではなく、自然法則には該当しない。

#### 2-2 自然法則利用可能性の判断

## 2-2-1 自然法則利用可能性が否定される類型-2類型の区別

一般的に、ゲームのルール、言語又は数学上の公理<sup>4</sup>等の自然現象に基礎付けのない人為的取り決め自体と専ら人間の精神活動自体を対象とする仕組みについては、自然法則利用可能性が否定されると解されることが多い<sup>5</sup>。もっとも、この両者が自然法則利用可能性を否定される理由

<sup>1</sup> 島並=上野=横山「特許法 | 18頁

<sup>2</sup> 愛知=前田=金子=青木「知的財産法」29頁

<sup>3</sup> 全体について、注解特許法(上)9頁以下[平嶋執筆]を参照。

<sup>4</sup> 数学上の定理は厳密には人為的取り決め自体ではなく人為的取り決め自体である公理から人為的取り決めである数学的論理に従って導出されるものであるが、人為的取り決めに準じて扱って良いだろう。なお、数学については、「純粋数学は有用性を求めるものでないことが数学者の共通認識であるとの指摘がある(ピーター=L=バーガー「社会学への招待」218頁)」。